○叙勲

旭日小綬章を授ける　杉野　正俊

旭日単光章を授ける（以上八月二十三日）　木島　敏司

旭日単光章を授ける（八月二十四日）　磯部　栄一

旭日単光章を授ける（八月二十五日）　田中　照夫

瑞宝双光章を授ける（各通）　朝比奈　學　虻川　小林　政雄　道忠

瑞宝双光章を授ける（各通）　下田　芳弘　瀬里　政良　井田　豊　藤

瑞宝双光章を授ける（各通）　西山　廣　橋本　三郎　梅雄　男文

瑞宝双光章を授ける（各通）　由川　二郎　内野　兼太郎　繁章

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上八月二十三日）　田中　政良　浦頭　昭二

瑞宝小綬章を授ける（各通）　栗本　芳郎　黒川　邦夫　福森　史郎

瑞宝双光章を授ける（各通）　町田　康雄　真砂　幸吉　吉澤　静雄　赤羽　敏郎　手九州男　大村　朝啓　柿沼　淳一　山　弘男　河戸　政雄　越沼　敏雄　原　康雄　鈴木　正樹　長坂　政男　脇　章夫　橋本　佳壽夫

瑞宝双光章を授ける（埼玉県警部）　海老名　末男　池澤　静雄

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上八月二十四日）　未次　柏三　岡　信行　山本　宗二　勉

瑞宝小綬章を授ける　池田　行夫　伊藤　克彦

瑞宝双光章を授ける（各通）　米田　明彦　渡邉　二郎　森田　純之助　清水　賢　川元　博　大澤　小亀　隆彦　坂崎　守男　尾崎　則男　藤　宣　加藤　文夫　進　新網　徳太郎　西尾　壽郎

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上八月二十五日）　佐藤　正和

瑞宝単光章を授ける（八月二十六日）　石毛　誠太郎

瑞宝双光章を授ける（八月二十八日）　後藤　秀雄

瑞宝双光章を授ける（八月三十一日）

皇室事項

行啓

皇后陛下は、九月三十日午前九時三十八分御出門、川崎市市民ミュージアムにおいて開催されている「まど・みちお　えてん」を御覧のため、神奈川県川崎市へ行啓、同十一時三十七分還啓になった。

御祝電

天皇陛下は、十月一日中華人民共和国の国慶日につき、九月三十日同国主席閣下へ御祝電を発せられた。

天皇陛下は、十月一日キプロス国の独立記念日につき、九月三十日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

特定保安林の指定について

平成22年９月10日付けで次の特定保安林を指定したので、森林法（昭和26年法律第249号）第39条の３第４項の規定に基づき、公表する。

平成 22 年 10 月４日

農林水産大臣　鹿野　道彦

（特定保安林の指定）

特定保安林の所在場所　宮崎県延岡市（次の図に示す水源かん養保安林に限る。）、宮崎県小林市（次の図に示す土砂流出防備保安林に限る。）

（「次の図」は、省略し、その図面を関係県庁及び市役所に備え置いて縦覧に供する。）

労　働

最低賃金の改正決定に関する公示

秋田労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、秋田県最低賃金（昭和55年秋田労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成 22 年 10 月４日

秋田労働局長　坂本　忠行

第４号中「１時間632円」を「１時間645円」に改める。

国家試験

第 66 回作業環境測定士試験の実施

作業環境測定法施行規則（昭和50年労働省令第20号）第18条の規定に基づき、第66回作業環境測定士試験の日時、場所その他試験の実施に関し必要な事項を次のとおり公告する。

平成 22 年 10 月４日

厚生労働大臣　細川　律夫

１　試験の種類及び日時　第二種作業環境測定士試験　平成23年２月14日（月）午前10時から

２　試験地　北海道、宮城県、千葉県、愛知県、兵庫県、広島県及び福岡県

３　受験資格

⑴　学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学又は高等専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後１年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの

⑵　学校教育法による高等学校又は中等教育学校において理科系統の正規の学科を修めて卒業した者で、その後３年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの

⑶　学校教育法による大学（旧大学令（大正７年勅令第388号）による大学を含む。）又は高等専門学校（旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校を含む。）において理科系統の正規の課程以外の課程を修めて卒業した者で、その後３年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの

⑷　学校教育法による高等学校（旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校を含む。）又は中等教育学校において理科系統の正規の学科以外の学科を修めて卒業した者で、その後５年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの

⑸　職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）による職業能力開発総合大学校（職業能力開発促進法及び雇用促進事業団法の一部を改正する法律（平成９年法律第45号）による改正前の職業能力開発促進法による職業能力開発大学校及び職業能力開発促進法の一部を改正する法律（平成４年法律第67号）による改正前の職業能力開発促進法による職業訓練大学校を含む。）において長期課程（職業訓練法施行規則及び雇用保険法施行規則の一部を改正する省令（昭和60年労働省令第23号）による改正前の職業訓練法施行規則（昭和44年労働省令第24号。以下「昭和60年改正前の職業訓練法施行規則」という。）の規定による長期指導員訓練課程を含む。）の指導員訓練（当該訓練において履修すべき専門学科の主たる科目が理科系統の科目であるものに限る。）を修了した者で、その後１年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの

⑹　職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第９条に定める応用課程の高度職業訓練のうち同令別表第７に定めるところにより行われるもの（当該訓練において履修すべき専攻学科の主たる科目が理科系統の科目であるものに限る。）を修了した者で、その後１年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの

⑺　職業能力開発促進法施行規則第９条に定める専門課程の高度職業訓練のうち同令別表第６に定めるところにより行われるもの（職業能力開発促進法施行規則等の一部を改正する省令（平成５年労働省令第１号。⑼において「平成５年改正省令」という。）による改正前の職業能力開発促進法施行規則（以下「旧能開規則」という。）別表第３の２に定めるところにより行われる専門課程の養成訓練並びに昭和60年改正前の職業訓練法施行規則別表第１の専門訓練課程及び職業訓練法の一部を改正する法律（昭和53年法律第40号）による改正前の職業訓練法（以下「旧職業訓練法」という。）第９条第１項の特別高等訓練課程の養成訓練を含む。）（当該訓練において履修すべき専攻学科又は専門学科の主たる科目が理科系統の科目であるものに限る。）を修了した者で、その後１年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの

⑻　職業能力開発促進法施行規則第９条に定める普通課程の普通職業訓練のうち同令別表第２に定めるところにより行われるもの（旧能開規則別表第３に定めるところにより行われる普通課程の養成訓練並びに昭和60年改正前の職業訓練法施行規則別表第１の普通訓練課程及び旧職業訓練法第９条第１項の高等訓練課程の養成訓練を含む。）（当該訓練において履修すべき専攻学科又は専門学科の主たる科目が理科系統の科目であるものに限る。）を修了した者で、その後３年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの